

「景観法第98条第2項の規定に基づく知事との協議」に関する事務処理要領

第1 趣旨

この要領は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）第98条第2項に基づき、地方自治法（昭和22年法律第67号）252条の19第1項の指定都市及び同法252条の22第1項の中核市以外の市町村の長（以下「市町村長」という。）が熊本県知事と協議する手続きに関して必要な事項を定めるものとする。

第2 協議

市町村長は、知事と協議をしようとするときは、協議書（別記様式）に次に掲げる事項を明示した書類を添付して提出するものとする。

- （1）景観行政の現状
- （2）今後の景観行政の推進方針等
景観計画及び景観法の施行に必要な条例の素案
- （3）実施体制
- （4）景観計画策定等のスケジュール
景観計画の策定並びに景観法の施行に必要な条例の制定及び施行に係るスケジュールの概要

第3 確認

知事は、市町村長から協議書の提出があった場合、次に掲げる事項を確認するものとする。

- （1）県の広域的な景観形成施策との整合性があること
- （2）景観行政を担う実施体制が整っていること

第4 公示

市町村長は、法第98条第3項の規定に基づく公示をしたときは、当該公示の書面の写しを添付して、公示を行った旨を報告するものとする。

第5 関係所属長への通知

熊本県土木部道路都市局都市計画課長は、協議終了後、速やかにその旨を関係所属長に通知する。

附 則

この要領は、平成18年5月24日から適用する。

附 則

改正後の要領は、平成20年1月23日から適用する。

附 則

改正後の要領は、平成23年11月1日から適用する。

附 則

改正後の要領は、平成30年3月15日から適用する。

協 議 書

第 年 月 日 号

熊本県知事 様

市町村長 氏 名 印

景観法第2章第1節から第4節まで、第4章及び第5章の規定に基づく事務を処理したいので、同法第98条第2項の規定に基づき関係書類を添えて協議します。

景観施策担当部署	
公 示 予 定 日	年 月 日
その他の事項 ※その他必要と思われる 事項があれば記入して ください	

※次の事項を記載した書類を添付してください。

- (1) 景観行政の現状
- (2) 今後の景観行政の推進方針等
景観計画及び景観法の施行に必要な条例の素案
- (3) 実施体制
- (4) 景観計画策定等のスケジュール
景観計画の策定並びに景観法の施行に必要な条例の制定及び施行に係る
スケジュールの概要

<参考：本要領による協議手続の流れ>



